

平成26年 No.41

○国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程の一部を改正する規程

改正理由

「地球温暖化対策統括マネージャー」の名称及び担当理事を変更すること等に伴い、  
所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年12月10日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年12月11日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成26年規程第36号

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程（平成17年規程第30号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程の一部改正について

改正理由：「地球温暖化対策統括マネージャー」の名称及び担当理事を変更すること等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(統括<u>管理者</u>)</p> <p>第4条 本学に、地球温暖化対策統括<u>管理者</u>（以下「統括<u>管理者</u>」という。）を置き、<u>財務</u>を所掌する理事をもって充てる。</p> <p>2 統括<u>管理者</u>は、前条各号に掲げる事項に関する業務を統括する。</p> <p>(技術<u>管理者</u>)</p> <p>第5条 本学に、地球温暖化対策技術<u>管理者</u>（以下「技術<u>管理者</u>」という。）1名を置き、その資格を有する者のうちから学長が選任する。</p> <p>2 技術<u>管理者</u>は、学長及び統括<u>管理者</u>に技術的な助言を継続的に行うものとし、具体的な削減対策の実施に当たっては、次条に定める推進責任者及び第7条に定める推進員に対して技術的な助言を行うものとする。</p> <p>3 技術<u>管理者</u>の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、技術<u>管理者</u>に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(推進責任者)</p> <p>第6条 本学に、地球温暖化対策推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、総務部長及び財務施設部長をもって充てる。</p> <p>2 推進責任者は、統括<u>管理者</u>の指示に従い、削減対策の責任者として、次に掲げる業務分担により削減対策の進行管理を行うものとする。</p> <p>(1) 総務部長 連絡調整担当</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(統括<u>マネージャー</u>)</p> <p>第4条 本学に、地球温暖化対策統括<u>マネージャー</u>（以下「統括<u>マネージャー</u>」という。）を置き、<u>総務</u>を所掌する理事をもって充てる。</p> <p>2 統括<u>マネージャー</u>は、前条各号に掲げる事項に関する業務を統括する。</p> <p>(テクニカル<u>アドバイザー</u>)</p> <p>第5条 本学に、地球温暖化対策テクニカル<u>アドバイザー</u>（以下「テクニカル<u>アドバイザー</u>」という。）1名を置き、その資格を有する者のうちから学長が選任する。</p> <p>2 <u>テクニカルアドバイザー</u>は、学長及び統括<u>マネージャー</u>に技術的な助言を継続的に行うものとし、具体的な削減対策の実施に当たっては、次条に定める推進責任者及び第7条に定める推進員に対して技術的な助言を行うものとする。</p> <p>3 <u>テクニカルアドバイザー</u>の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>テクニカルアドバイザー</u>に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(推進責任者)</p> <p>第6条 本学に、地球温暖化対策推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、総務部長及び財務施設部長をもって充てる。</p> <p>2 推進責任者は、統括<u>マネージャー</u>の指示に従い、削減対策の責任者として、次に掲げる業務分担により削減対策の進行管理を行うものとする。</p> <p>(1) 総務部長 連絡調整担当</p>

(2) 財務施設部長 技術担当

[省略]

(組織)

第10条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 理事及び副学長
- (2) 技術管理者
- (3) 学系長
- (4) 附属図書館長
- (5) 附属学校運営参事 1名
- (6) 事務局長
- (7) 部長
- (8) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

[省略]

附 則

この規程は、平成26年12月11日から施行する。

(2) 財務施設部長 技術担当

[省略]

(組織)

第10条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 理事及び副学長
- (2) テクニカルアドバイザー
- (3) 学系長
- (4) 附属図書館長
- (5) 附属学校運営参事 1名
- (6) 事務局長
- (7) 総務部長及び財務施設部長
- (8) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

[省略]

別表（第7条第1項関係）

部 局	推 進 員	備 考
事務局	<u>学務課長</u> <u>学術情報課長</u> <u>総務課長</u> <u>財務課長</u> <u>施設課長</u>	附属図書館, <u>学生支援センター</u> , <u>教員養成開発連携センター</u> 及び有害廃棄物処理施設を含む。
総合教育科学系	学系長代行	環境教育研究センター, 教育実践研究支援センター, 留学生センター, 国際教育センター, 教員養成カリキュラム開発研究センター, 保健管理センター及び情報処理センターを含む。
人文社会科学系	学系長代行	
自然科学系	学系長代行	放射性同位元素総合実験施設及び <u>理科教員高度支援センター</u> を含む。
芸術・スポーツ科学系	学系長代行	
附属学校	各副校長, 副園長 (附属幼稚園竹早園舎にあっては, 教務主任)	

別表（第7条第1項関係）

部 局	推 進 員	備 考
事務局	<u>総務課長</u> <u>財務課長</u> <u>学務課長</u> <u>施設課長</u> <u>学術情報課長</u>	附属図書館及び有害廃棄物処理施設を含む。
総合教育科学系	学系長代行	環境教育研究センター, 教育実践研究支援センター, 留学生センター, 国際教育センター, 教員養成カリキュラム開発研究センター, 保健管理センター, 情報処理センター及び <u>学生キャリア支援センター</u> を含む。
人文社会科学系	学系長代行	
自然科学系	学系長代行	放射性同位元素総合実験施設を含む。
芸術・スポーツ科学系	学系長代行	
附属学校	各副校長, 副園長 (附属幼稚園竹早園舎にあっては, 教務主任)	